

木材産業における世界的金融危機の影響への対応について

1 背景

昨年後半に顕在化した米国発の世界的な金融市場の混乱により、我が国でも輸出型産業を中心に景気減退が進展し、雇用不安等への広がりを見せている。このような中、住宅産業についても取引の減少や価格の下落等がおこりつつあり、需要の大半が住宅関連である林業・木材産業への強い影響が懸念される。

こうした状況を踏まえ、地域の基幹産業である林業・木材産業への対策を緊急に講じ、林業・木材産業の活性化を通じた地域経済回復を図ることが重要となっている。

2 対策本部の設置

金融危機へ緊急に対応するため、民間団体と林野庁とに「金融危機木材産業影響対策本部」を設置し、以下の支援策等を早急に講じるものとする。

3 支援策

(1) 予算措置

○木材産業総合対策

国際的な木材の需給動向に対応するための国産材への原料転換や地域の中小工場と中核工場との連携体制の構築等に取り組む製材工場等に対し、助成や金融支援を実施

○農林漁業信用基金への追加出資

原料転換、木くず焚きボイラーの導入など経営体質改善等に取り組む場合の無担保保証枠の設定に伴い(独)農林漁業信用基金の保証基盤の強化を図るため追加出資(21億円)を実施

○雇用調整助成金等

最近3ヶ月間に事業活動の縮小等を余儀なくされた事業主に対し、事業主が従業員に支払う休業手当等の助成内容の拡充、要件緩和

(2) 金融措置

○セーフティーネット

- ・貸付制度: 建築着工の減少等により、一時的に資金繰りに著しい支障を来している中小企業等に対する運転資金の貸付(日本政策金融公庫)
- ・保証制度: 原材料価格の高騰等により業況の悪化している業種として指定されている中小企業に対し、民間金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が債務保証を実施(各都道府県等の信用保証協会)

○農林漁業信用基金による債務保証の充実

外材からの樹種転換等経営体質の改善に取り組んでいる木材産業者等に対し、既存の保証枠と別枠で一定限度額まで原則100%無担保保証を実施

(3) 税制措置

○住宅ローン減税

適用期限の5年延長、最大控除可能額を6百万円に引き上げ 等

○住宅投資減税

長期優良住宅の新築等に係るかかりまし費用の一定額を所得税額から控除する制度を創設